

事業者向け 中小企業支援補助金

町内で事業を営んでいる皆さまのための補助金です
前向きな一歩を応援します

自社事業の
スキルアップや社員の
人材育成のため
資格取得に取り組みたい

県外への商品やサービス等
の販路拡大のため
展示会に出展したい

自社PR・販売力を
促進するため
チラシ・ホームページを
作成したい

人材育成支援事業

自社事業のスキルアップや人
材育成の資格等の受験手
数料・研修費用を補助

補助上限：5万円

※新規創業者は15万円

県外販路拡大支援事業

販路拡大のため、県外の展
示会（オンライン含む）出展
に係る費用を補助

補助上限：10万円

販売力促進支援事業

自社PR・広報宣伝費用を補助

補助上限：5万円※新規創業者は15万円

※事業の委託先が町内企業の場合、新規創業者に限らず5万円を加算

※補助率はいずれも対象経費の2分の1以内

裏面に、支援補助金制度の詳細を記載しています ご確認ください

清水町 産業観光課 産業振興係

〒411-8650 清水町堂庭210番地の1 ☎055-981-8239

「清水町中小企業支援補助金制度」の概要

区分	内容
補助対象者	<p>○中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条に規定する中小企業者であり、町内に本社または事業所を有し、事業を営んでいる者</p> <p>○町税等の滞納がない者</p>
補助対象経費	<p>それぞれの事業区分に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)県外販路拡大支援事業</p> <p>県外の展示会・商談会等に係る出展料・配送料・登録料</p> <p>(2)人材育成支援事業</p> <p>代表者及び社員が自社事業に係る国家資格等の取得に関する受験手数料・研修料・教習料</p> <p>(3)販売力促進支援事業</p> <p>ホームページ・パンフレット作成費等の販売促進に係る費用</p>
補助額 / 補助割合等	<p>補助率はいずれも対象経費の<u>2分の1</u>以内</p> <p>(1)県外販路拡大支援事業 上限10万円</p> <p>(2)人材育成支援事業 上限5万円(新規創業者は上限15万円)</p> <p>(3)販売力促進支援事業 上限5万円(新規創業者は上限15万円)</p> <p>(新規創業者:事業を開始した日以降の期間が5年未満の個人又は設立の日以降の期間が5年未満の会社)</p> <p>※ただし(3)の事業は、事業の委託先が町内事業者である場合は新規創業者に限らず、<u>上限額に5万円を加算する。</u></p>
注意事項	<p>各支援事業の補助を受けるためには、事前に申請をすることが必要です。</p> <p>※事業実施後の申請は、受付できませんのでご注意ください。</p>

※申請に必要な書類は、清水町ホームページからダウンロードできます。
清水町ホームページURL

<http://www.town.shimizu.shizuoka.jp/chiiki/chiiki00262.html>

